

長野県環境審議会議事録

日時 平成27年11月17日(火)

午後1時30分～16時まで

場所 長野県庁西庁舎301号会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹の篠原長久でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは始めに、委員のご出席の状況でございますが、本日も都合により、太田信子委員、織英子委員、才川理恵委員、西澤孝枝委員及び羽田健一郎委員の5名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日お手元にお配りいたしました資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に送付してあります資料1～6でございます。ご確認をお願いいたします。

なお、本日の審議会は、委員数18名に対しまして、出席者13名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これから審議に入らせていただきます。

本日の議題についてでございますが、審議事項といたしまして、「水資源保全地域の指定について」と「レッドリストの改訂に伴う指定希少野生動植物等の指定について」の諮問事項2件と「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」と「長野県廃棄物処理計画（第4期）の策定について」の中間報告2件、報告事項として「長野県環境影響評価条例の改正について」と「長野県環境エネルギー戦略の目標改定等について」の2件です。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長さんに議事の進行をお願いいたします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

平林議長

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、野口暢子委員と林和弘委員にお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入ります。

青柳環境部長

始めに、長野県知事から本審議会に対し諮問がございます。

長野県知事から長野県環境審議会に対しまして、2件について諮問をいたします。まず水資源保全地域の指定について、そしてレッドリストの改訂に伴う指定希少野生動植物等の指定について、以上でございます。よろしくご審議をいただき、ご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平林議長

審議事項アの「水資源保全地域の指定について」については「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」第9条第3項の規定に基づき、県が指定を行うに当たり、当審議会の意見を聴かれています。

それでは幹事から説明をお願いします。

中山水大気環境課長

水大気環境課長の中山でございます。

今回、審議をお願いしますのは、佐久市の水道水源についての「長野県の豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定についてでございます。

水資源保全地域の指定については、水源地域のうち、土地の所有や利用状況等を勘案して、水資源の保全のために必要があると認められる地域を「水資源保全地域」として知事が指定するもので、水資源保全地域に指定されますと、その地域内の土地取引については事前の届出が必要となります。

事前に土地取引の情報を得ることで、水資源を保全するために必要な助言等を行うことができるようになります。

水資源保全地域の指定状況ですが、前回9月15日の環境審議会で指定の答申をいただきました、駒ヶ根市の北割地区の指定を10月8日に行いまして、現在、駒ヶ根市、小海町、下諏訪町、筑北村の9地区となっています。

それでは、今回諮問させていただきます、水資源保全地域についてご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

今回指定をお願いしますのは、1の基本情報に記載のとおり、佐久市の協和川瀬地域と協和寺久保地域の2地域でございます。位置は佐久市協和の一部で、10月22日付けで佐久市長から

指定の申出があったものでございます。

2の指定申出の理由は記載のとおりです。

佐久市内には、常用の水道水源が45あり、内訳は表流水が4、湧水が16、地下水が25であります。佐久市では、保全が必要な水源について優先順位をつけて指定をしていく方針ですが、地下水については、「佐久市地下水保全条例」により、新規井戸の設置には許可あるいは届出制を設けていることから、表流水、湧水を優先して指定をしていく方針であります。

今回の水源は湧水になりますので、取水地点の集水区域について指定をするものです。

3の指定区域の概要ですが、まず、4ページの地形図をご覧ください。場所は、佐久市の西端で蓼科山の裾野にあたり、旧望月町の協和地区になります。

川瀬水源は鹿曲川の支川である八丁地川の右岸に位置し、その指定区域を赤く囲っています。指定面積は78.06ヘクタールです。

また、寺久保水源は、八丁地川の支川である本沢の右岸に位置し、指定区域を赤く囲っています。指定面積は200.23ヘクタールです。

なお、川瀬水源と寺久保水源の間、八丁地川の左岸に菅原水源がありますが、集水区域がほとんど国有林のため、参考資料1の「区域設定の考え方」の(3)に基づき、水資源保全地域として指定は行いません。

降水量は、図面上の望月高原牧場雨量観測所で測定しており、年平均降水量は1,150ミリメートルです。

5ページの地質図をご覧ください。川瀬地域は、かんらん石玄武岩などの火山岩類とかんらん石含有紫蘇輝石普通輝石安山岩溶岩からなり、寺久保地域は普通輝石紫蘇輝石安山岩溶岩からなっています。いずれも八ヶ岳火山岩類に含まれるものでございます。

6ページの植生図をご覧ください。川瀬地域は、アカマツ群落が大部分を占め、一部にカラマツ植林、カスミザクラコナラ群落及び畑地雑草群落がみられます。寺久保地域は、カラマツ植林が大部分を占め、一部にクレーミズナラ群落がみられます。

7ページの航空写真をご覧ください。写真のとおり、ほとんどが山林となっています。

8ページの保安林等指定状況図をご覧ください。川瀬地域には、一部に土砂流出防備保安林が指定されています。また、寺久保地域はほぼ全域が水源涵養保安林に指定されています。

1ページにお戻りください。

3の指定区域の概要の「地番・地目」は3ページの別紙のとおりで、川瀬地域は、地目上は、畑がありますが、ほとんど山林となっております。また、寺久保地域は、ほとんどを水源涵養保安林が占めております。面積で約98%を占めている状況です。

1ページにお戻りください。

4の水源の概要ですが、水源の種別はいずれも湧水で、佐久水道企業団の上水道の水源の一つです。佐久水道企業団は、佐久市、東御市、佐久穂町、御代田町の2市2町、計画給水人口12万6千人程の広域水道事業体です。

取水量は、川瀬水源で1日当たり613立方メートル、寺久保水源で901立方メートルとなっております。佐久市協和の一部へ水道の給水を行っており、取水施設の位置、給水人口、給水量等は記載のとおりです。

2ページをご覧ください。

5の検討状況等ですが、現地調査を10月6日に行い、水源や稜線の確認を行っています。

具体的には9ページの現地の写真をご覧ください。

川瀬水源の遠景、取水施設の写真です。取水施設は、集水区域の下部に70メートル程の堰堤を設置し、地下水をせき止め、写真の建物内で集めた水を水源とし、手前の送水管で配水地へ送水しています。

10ページは寺久保水源の遠景、取水施設の状況です。川瀬水源と同様、15メートル程の堰堤を設置し、地下水をせき止め、集めた水を水源としています。右下の写真は右下の写真の真ん中にあるマンホール内へ水が湧き出ている様子を撮ったものです。

2ページにお戻りください。

関係機関への協議の状況ですが、林野庁中部森林管理局長、国土交通省北陸地方整備局長あて、10月27日に協議を行いました。意見はありませんでした。

参考資料1として、条例と基本指針の抜粋を添付しております。

説明は以上でございますが、今回の佐久市に係る水資源保全地域の指定につきましては、今年5月の「下諏訪町汁垂地域」及び9月の「駒ヶ根市北割地域」の指定について諮問させていただいた事案と同様、専門委員会における審議を省略し、本日の審議会をもって答申を頂ければと思います。

今回の水資源保全地域の区域設定は、参考資料1の「長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針」の区域設定の考え方、参考資料1の裏面の2の(2)に「地表水の場合」

に「取水地点及びその集水区域の全部を基本とする」とありますが、これに該当する事案であり、同様の事例であった「下諏訪町汁垂地域」及び「駒ヶ根市北割地域」については、本審議会で即日答申いただいたところです。従いまして、本日の審議をもって答申をいただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

平林議長 　　ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言願います。

林委員 　　両地区とも面積が大きい割に筆数が少ないですが、所有者はそれぞれ何名ですか。

中山水大気環境課長 　　川瀬地区が24名、寺久保が地区が2名となっております。

林委員 　　非常に少ない人数で所有されている広大な面積なので、水資源保全地域の指定は必要だと思えます。

小川委員 　　湧水の場合は、区域設定の考え方は表流水と地下水のどちらになりますか。

中山水大気環境課長 　　地下水と表流水に大きく分けていますが、地下水は井戸から取水することを想定しています。湧水については山の傾斜に沿って湧き出てくる水という定義でございます。集水区域については表流水と同様ということで、区域設定については表流水と同じ集水区域を設定するという考え方でございます。

平林議長 　　他にご意見がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。本件につきましては幹事からの説明にありましたように、諮問即答申を行った平成27年5月の下諏訪町汁垂地域及び平成27年9月の駒ヶ根市北割地域と同様、当審議会が答申した基本指針どおりに指定する事案でありますので、この審議会において、佐久市長の申出のとおり指定することが適当である旨答申したいと思えますがよろしいでしょうか。

(各委員) 　　(異議なし)

平林議長 　　それでは本件につきましてはそのように決定させていただきます。

平林議長

それでは、審議事項イ「レッドリストの改訂に伴う指定希少野生動植物等の指定について」についてです。これは、希少野生動植物保護条例第8条第1項の規定に基づき、県が指定を行うにあたり、当審議会の意見を求めるものです。

それでは、幹事より説明をお願いいたします。

田中企画幹

自然保護課の田中でございます。今回、諮問をさせていただく「レッドリストの改訂に伴う指定希少野生動植物等の指定」について、資料2に基づき説明させていただきます。

県版のレッドリストが10年ぶりに改訂され、草地の放棄などに伴う絶滅のおそれのある種の増加、生息状況の変化が明らかとなりました。こうした状況を踏まえて、長野県希少野生動植物保護条例第8条に基づく指定希少野生動植物、特別指定希少野生動植物の指定を検討して参りたいと考えております。指定されますと、捕獲に際して届出や原則禁止、罰則が設けられることとなります。

種の指定においては、専門的な知見が重要となりますので、今後、希少野生動植物保護対策専門委員会で検討いただき、あわせて県民、市民団体からの提案も頂戴しながら、指定種の案を検討、作成していきたいと考えています。平成28年3月には、環境審議会に具体的な指定案をお示しし、検討頂いた上で、答申をいただければと考えております。

現在の種の指定状況は、維管束植物52種、脊椎動物9種、無脊椎動物12種の合計73種が指定され、うち21種が特別指定となっています。

県版レッドリストの改訂では、植物で66種、動物で193種の計259種の増加となっています。動植物あわせて1618種が絶滅のおそれのある種ということになりましたが、特に絶滅の危険度が高い、絶滅危惧I類は692種となっています。前回のレッドデータブックでI類は527種であったことから、絶滅の危険度が全体的に上がっている状況にあるといえます。

参考として、前回のレッドデータブックをもとに植物を指定した際の選定方法を示しました。第一次選定として絶滅危惧I類から準絶滅危惧に選定された759種のうち、採取圧が高いものや、生育メッシュ数が県下614メッシュのうち1～5メッシュのものなど194種に絞り込みを行いました。ついで、第二次選定として、個体識別が容易なものや保護の緊急度などを専門委員会で点数化し、その点数等をもとに52種に絞り込み、最終的に指定希少野生動植物52種、うち特別指定希少野生動植物14種を指定しました。

今後の会議開催等のスケジュールですが、本日の諮問を受け、明日から県民の方から指定案の提案受付をホームページ上で開始します。11月から2月にかけて専門委員会を開催し、2月にはパブリックコメントを得まして、その意見も踏まえ2月下旬には専門委員会で指定案を検討し、最終的に3月の環境審議会で指定案を検討、答申いただければと考えています。

説明は以上です。

平林議長

ありがとうございました。レッドデータブックが10年ぶりに改訂され、それにあわせて条例の指定種案を検討したいというものです。質問や意見があればどうぞ。

小川委員

今後の進め方について、ホームページでの県民提案募集の案内とありますが、県内では保全活動を活発に行っている団体も多くあることから、そうした団体には直接照会してはどうでしょうか。

田中企画幹

前回指定の際にも、幅広くご意見をいただくため、HPで紹介したり、市町村へ照会したり、県自然保護レンジャーや自然観察インストラクターの皆さん等からご意見を頂くなどしました。今回もできるだけ県民参加いただけるよう、幅広く呼び掛けていくようにしたいと思います。

平林議長

前回、植物の指定案を検討した方法のなかで、個体識別が容易かどうかなどの要件が書かれていますが、絶滅の危険性が高いが個体識別が難しく“種群”として指定しなければいけない場合に、どのように対処する方針でしょうか？

田中企画幹

個体識別の容易さは一つの基準であり、個体群としての扱いを場合もあり得るものと考えています。そのような場合も含めて、絶滅をいかに回避するかという観点から、専門委員会で専門的な見地からご検討いただきたいと考えています。

柳平委員

前回の指定状況でいくと絶滅のおそれのある種に比べると指定された種数が少ない。指定されなかった種については、どのように対応してきたのでしょうか。

田中企画幹

こうした種の指定は、国や他県でも行われていますが、その具体的な選定方法は必ずしもつまびらかではありません。

長野県では、希少な野生動植物は県民にとっての希少な財産

であると同時に、指定した後も県民参加で保護保全活動が行えるかどうかという観点を含めて種を指定した経過があります。そのような観点が適当かどうかも含めて、幅広い視点から種の選定方法について専門委員会で検討していただきたいと考えています。

平林議長

今後は4月に設置されている希少野生動植物保護対策専門委員会でご検討いただき、次回以降の審議会でご審議いただきたいと思えます。

つづいて審議事項ウ「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」について中間報告となります。今年5月に諮問され、希少野生動植物保護対策専門委員会で検討されてきたものです。本日は、専門委員会の福江委員さんからご説明をいただき、その後、幹事からの説明をお願いします。

福江委員

長野県希少野生動植物保護対策専門委員を兼ねております福江佑子です。シナイモツゴの希少野生動植物保護回復事業計画の策定状況について、中村寛志 委員長に代わりご報告いたします。

まず、お手元の資料の3-1の2「シナイモツゴ保護回復事業計画案の検討経過」をご覧ください。

当審議会へ5月に諮問され、6月に開催しました第1回希少野生動植物保護対策委員会で課題を整理しました。そして、この委員会に設置された脊椎動物の専門家による第1回脊椎動物専門小委員会を7月に長野市で開催し、シナイモツゴの生息状況や信州大学での研究の取組等の現状把握を行いました。あわせてシナイモツゴの生息地の現地調査も行いました。9月には、長野市以外でシナイモツゴが生息する上田市と栄村の現地調査を行い、本種の生息状況を確認しました。そして、11月には第2回希少野生動植物保護対策専門委員会を開催し、本日の環境審議会での中間報告に向け、保護回復事業計画（案）の取りまとめを行なってきました。

資料3-1の3にこれまでの希少野生動植物専門委員会で検討された保護回復事業計画案についての意見をまとめてあります。

6月の第1回専門委員会では、委員から県内の生息状況、生息個体数についての照会、計画策定後に評価検証する場合の指標の有無、また生息地を保全する団体の有無などの意見や質問がありました。

これらに対しては、シナイモツゴは、県内で長野市、上田市、栄村の3地域の主にため池に生息すること、信州大学により生息地の詳細な情報が得られているおり生息状況の追跡評価が可能と考えられること、地域での保全団体はまだないことが事務局より報告されました。また、これまで、県内では販売目的の大規模な採集事例は確認されていないという報告もありました。

11月の第2回専門委員会では、保護回復事業計画案を検討する中で、生息地であるため池そのものの保全の重要性の指摘や、今回の事業計画はシナイモツゴを含めたため池の生物多様性の保全につながるものとする事などの意見がありました。

これらの点については、そもそもシナイモツゴの存続の危機の要因として、外来魚のブラックバスやブルーギル、また国内外来魚のモツゴの侵入のほかに、生息地のため池の環境変化や消失が指摘されており、特に、多くの生息地を抱える長野市の場合、生息地であるため池が個人所有でかつ小型なことが多く、所有者の耕作放棄などに伴い、ため池が失われやすいといった危惧があります。そのため、ため池ごとの生息個体数を増やすなどの対策とあわせて、ため池そのものの保全、継続的な管理がシナイモツゴの重要な保全対策となります。

このような状況を踏まえて、今回の保護回復事業計画案では、次の2点を基本とした計画内容としました。

一点目は、事業の目標として、最低限、県内3地域の生息地域を維持することとしています。

二点目は、生息地域ごとに課題が異なることから、生息地域ごとに取り組むべき事項を検討することとしています。

特に、多くの生息地を抱えながら、現状で、具体的な保全活動や活動の核となる団体のない長野市については、ため池の保全モデル創出に取り組むべき事項として、ため池所有者の方等のご理解を得た上で、具体的な生息地の保全活動を通じて、地域に本種の保全に向けた意識の醸成や保全団体の設立を図ることとします。

計画の概要は以上ですが、詳細な内容は幹事から説明しますので、ご審議をよろしく願います。

平林議長

ありがとうございました。幹事から説明をお願いします。

田中企画幹

資料3-2をご覧ください。シナイモツゴの保護回復事業計画案となります。この計画は、長野県希少野生動植物保護条例第31条に基づき指定希少野生動植物の保護回復のために策定するものです。

シナイモツゴの生息状況ですが、長野市で38ヶ所のため池、上田市では1ヶ所の水路、栄村では2ヶ所のため池の計41ヶ所に生息しているものです。長野市の生息地ではモツゴやブラックバス等の外来魚の捕食によりシナイモツゴが減少しているほか、生息地のため池そのものが個人所有で小さな池が多いために、耕作放棄などによる池の陸地化などによる生息地そのものの減少にさ

らされています。上田市では、本年9月に現地調査を行い、従来知られていた生息地で成魚、稚魚とも確認された一方、ブラックバス等の外来魚は確認されなかったことから、現在の生息状況としては安定していると考えています。栄村については、本年9月の現地調査で村内2ヶ所のため池で生息を確認しました。外来魚は確認されず、2ヶ所のため池とも地区共有のため池で維持管理もなされていることから、栄村についても生息状況としては安定しているものと考えています。また、これらの生息地の他に、長野市茶臼山動物園で長野市産の個体を飼育しています。なお、県下の生息個体数は、あくまで推定値となりますが、1万匹以上になるかと考えられます。

課題については大きく3つにまとめました。

1つ目は、共通の課題として生息地及び生息環境の維持・改善です。生息地であるため池が劣化や消失の危機にさらされています。また、外来魚やモツゴの影響を受けています。こうした状況から、生息環境の維持が課題としてあげられます。

2つ目として、系統保存体制の整備が、特に上田市、栄村で必要でないかと考えています。上田市、栄村では生息地が1ないし2箇所限定されており、生息地の改変等により生息地域自体が失われるおそれがあります。このような場合に備え、地域固有の遺伝子を守るため、飼育下で生息地域間の遺伝的な変異に配慮した系統保存を進める必要があるものと考えています。

3つ目は、地域における保全体制の確立です。本種の県内生息地は、上田市を除きため池であることから、その保全にはため池を利用する地域一帯の協力が不可欠となります。そのため、生息地域の住民への本種の保全に関する啓発・学習活動を通じて、地域的な協力体制の構築が必要と考えています。

事業の目標につきましては、県内の生息地3地域を維持するとともに、地域内外の協力・協働のもと、本種が自然状態で安定的に存続できる状態を保つこと及びその保全体制を創出することを目標としたいと考えています。

取り組むべき事項ですが、アからカまでありますが、生息地域ごとに状況が異なりますので、生息地域ごとの取り組むべき事項として整理してあります。

まず、共通事項として、生息状況・生態等の把握を、新規生息地を含めて行い、本種の生息実態の把握を進めていくこととしたいと考えています。

各地域の取組事項として、長野市の生息地については、長野市の特徴として、個人所有のため池群が生息地となっていることか

ら、ため池所有者のご理解を頂いて具体的なため池を対象にして、ため池保全モデル事業の創出をしていくことを考えています。この事業では、生息環境の維持、改善やシナイモツゴだけでなくため池の生物多様性の価値について地域への普及啓発をすすめ、地域でのため池環境保全活動の展開につなげていきたいと考えています。

上田市については、現状で安定しておりますが、ひきつづき生息状況のモニタリングを行い、外来魚の監視や侵入防止対策が必要な取組と考えています。

栄村については、すでに村教育委員会によりシナイモツゴの生息するため池が地域の宝に指定されています。ひきつづき、地域の宝を活かした展開として、都市部や企業の力を借りたため池を含む里山環境の整備、保全の必要性を考えています。

計画策定後のスケジュールとしては、概ね5年で事業の効果を評価検証し、保護回復事業計画の見直し等について検討を行って参りたいと考えています。

資料編については別途ご参照ください。

資料3-3として、シナイモツゴの名前の由来となっている宮城県品井沼でのシナイモツゴを含むため池保全の取組をまとめた資料をお配りしました。

シナイモツゴの里親事業やシナイモツゴ郷の米づくりなど、地域一体となった保全活動が行われています。長野県でも、一朝一夕にいくものではありませんが、このような地域的な保全が展開できればと考えておまして、今後、専門委員会でさらに検討して、3月の環境審議会で最終的な案を示しておはかりをしたいと思います。説明は以上です。

小川委員

地主さんの意向や協力は欠かせないと思いますが、長野市の地主さんの意向はいかがでしょうか。

田中企画幹

そもそもシナイモツゴが生息していることの認識がまだ不十分。希少な生きものであれば、地域として守らないと、というご意見もいただいたので、シナイモツゴの保全の必要性を地域で認識していただくように働きかけることが必要と考えています。

小川委員

シナイモツゴ生息地は里山環境かと思うが、耕作状況など現地の状況はおわかりでしょうか。

- 田中企画幹 生息地では、ため池は里山の維持管理のなかの一つの課題となっています。地方創生と言われていますが、シナイモツゴを一つのシンボルとして、里山の生物多様性を都市部とも連携の上維持していく必要があると認識しています。
- 小川委員 ため池は里山と一体となった環境であり、耕作を含めて里山全体を保全することが重要かと思います。
- 田中企画幹 専門委員会でも、同様のご意見があり、シナイモツゴだけでなく、ため池そのものの価値を見出して、都市部を含めて普及啓発していかないといけないと考えています。その第一歩として、保全モデル創出事業を考えております。
- 別府委員 モツゴというのはペットショップ等で販売されている魚で、もしそうであれば購入したモツゴを放流しないようにする取組が必要ではないでしょうか。
- 田中企画幹 モツゴは本来東日本を中心に生息していたものが、コイやフナに交じって各地に放流され全国的に広まったものとされています。
- 野口委員 長野市の38ヶ所の生育地は学校の学区の中ぐらいにまとまって存在しているのでしょうか。そうであれば、学校ぐるみでの保全活動の可能性もあるのではないのでしょうか。
- 田中企画幹 生息地域の中に小学校もあり、学校の敷地内にシナイモツゴの生息するため池もあることから、学校と連携した保全活動の可能性もあるのではないかと考えているところです。
- 福江委員 長野市ではシナイモツゴに関する環境教育に信州大学の研究者が取り組んでいるとお聞きしています。今後、「人と生きものパートナーシップ推進事業」が導入された場合には、こうした環境教育もより長期的な取組になることも考えられることから、特定の研究者への負担が大きくなりすぎないように、県のバックアップが必要になるのではないかと思います。
- 田中企画幹 自然保護活動の団体はそれぞれ資金、労力的に課題があることから、県では今年度から「人と生きものパートナーシップ推進事業」を開始して、そうした団体と支援者の間の仲立ちを始めたところです。県としては、仲立ちするだけでなく、活動が継続できるように支援することが重要と考えています。

小川委員	提案として、学校の理科クラブや子供エコクラブ、茶臼山動物園の企画として里山づくり活動をすすめてはどうか。
田中企画幹	学校との連携は大変重要だと考えています。今後も、提案を踏まえながら具体的な保全対策を講じていきます。
平林議長	資料編で全国的なレッドリスト掲載状況が示されていますが、全国的なシナイモツゴの系統関係、長野県集団の遺伝的な位置付けなどについての情報も示していただければと思います。また、「ブラックバス」の記載は「オオクチバス」と修正して下さい。
尾関主査	全国的な系統関係については信州大学で検討されており、長野県集団は信濃川流域を含む日本海側の集団と近い系統となっています。こうした情報も資料編に示すよう対応します。
平林議長	それでは、本件につきましては、そのようにさせていただきたいと思います。
	<p>次の議題に移りたいと思います。審議事項の工です。長野県廃棄物処理計画（第4期）の策定についての中間報告です。この案件は廃棄物処理法第5条の5の第3項の規定により、長野県廃棄物処理計画（第4期）を策定するにあたり、当審議会に意見を聴かれているものであり、本年5月に諮問され、その後、廃棄物専門委員会を設置し、検討をいただいております。本日は、専門委員会の高木委員長から御報告をいただき、その後、幹事から説明をいただきます。それでは、高木委員長、よろしく願いいたします。</p>
高木廃棄物専門委員会委員長	<p>ただ今御紹介いただきました廃棄物専門委員会の委員長を務めております高木でございます。私の方から専門委員会における審議の概要について御説明します。お配りさせていただいた資料の4-1から説明いたします。</p> <p>最初に1の趣旨をご覧ください。廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画となります。計画期間は、平成28年から32年までの5年間、来年度から5年間を予定しております。</p> <p>次に、2の廃棄物専門委員会における検討経過をご覧ください。専門委員会ですが、記載されているとおり、私を含めた8名の専門委員で計画の内容を審議しています。</p> <p>開催状況ですが、この下にありますように、6月から10月までの間に4回行っています。</p> <p>第1回の専門委員会では、廃棄物の現状、市町村等における</p>

取組、第3期計画の取組状況について検討を行うとともに、第4期計画の骨子案について審議を行いました。

第2回の7月の専門委員会では、第3期計画における検証や地域特性における分析、また、産業廃棄物の総排出量に関して汚泥の排出状況の増加要因等について検討を行い、更に、計画案の第5章を中心に審議を行いました。

8月と10月に行った第3回、第4回ですけれども、これまでの審議を踏まえながら、計画案本文の全体を通して、審議を行っております。

どんなことが話し合われたのかということ、これまでの取組により、一般廃棄物においては、一人1日当たりの排出量は全国で2位という状況になっています。総排出量は近年横ばいの状況であって、その理由としては、本来はリサイクルよりもリデュースとリユースが優先されて、うまくいかなかったものがリサイクルにまわるといったことだろうと思うのですが、意識的にリサイクルばかりが浸透してしまっているという現状があるのではないかと思います。このように、リデュースやリユースに係る意識の浸透や取組は十分ではないのではないと思われる。また、産業廃棄物においては、総排出量が増加しています。

これらを踏まえて、第4期計画では、リデュースとリユースの2Rを意識した上での3Rの取組により、県民みんなで廃棄物の削減を進め、循環型社会の形成を推進していくというようなことが、一つの大きな柱になっております。

次に、3のスケジュールをご覧ください。今日の環境審議会における委員の皆様の御意見や、今後予定しています「パブリックコメント」や「市町村等意見照会」における御意見を基に、12月及び1月に開催予定の第5回、第6回の専門委員会において素案の修正を行った上で、再度、環境審議会に答申案として、計画案を報告させていただきたいと思っております。

続いて2ページ目、諮問の際にいただきました御意見がありますので、その対応状況について記載をしております。

1つ目、「第3期計画の問題点の洗い出しを行い、次期計画に反映してほしい」という御意見につきましては、取組状況の検証を行って、排出量削減が進んでいないことを踏まえて、ごみの発生自体を抑制する、先程申し上げた2Rを意識した取組により廃棄物の削減を進めていくこととしています。

2つ目、「一般廃棄物の減量については市町村ごとのデータを基に検討してほしい」との御意見につきましては、県内市町村を市部地域・農村地域等4つの地域に分類・分析し、それぞれの地域特性、取組が進んでいる市町村の事例について記載し

ています。

3つ目、「産業廃棄物の目標値の検討にあたっては、景気動向を踏まえて検討してほしい」という御意見につきましては、このところの経済情勢などを勘案すると今後の経済見通しを予測するというのは、私たちには少し難しいという結論となり、建設業や製造業等、業種別に過去の経済指標を基に推計しています。

私からの説明は以上です。

平林議長

はい、ありがとうございました。続きまして、課長の方から説明をよろしく願います。

宮村資源循環推進課長

資源循環推進課長をしております宮村でございます。私の方から引き続きまして、第4期長野県廃棄物処理計画の素案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

資料4-2をご覧くださいと思います。まず、左上の「計画の趣旨」でございますが、先程委員長が申し上げましたように、この計画は、廃棄物処理法に基づく、平成28年度から32年度までの5か年の計画でございます。また、循環型社会形成推進基本法における優先順位がリサイクルよりも高いリデュース、それからリユースを優先した取組を進めるなど、循環型社会形成推進基本法の考え方を踏まえた計画となっております。

「現状と課題」でございますが、一般廃棄物につきましては、平成25年度の一人1日当たり排出量は847gで、全国で2番目に排出量の少ない県となっております。総排出量は66万7千トンで、いずれも平成22年度以降排出量は横ばいというのが現状でございます。最終処分量については、減少傾向が続いておるところでございます。

産業廃棄物につきましては、平成25年度の総排出量が434万1千トンで増加傾向にございます。主な増加要因は、下水道の普及に伴いまして下水道から発生する汚泥が増加していることによるものでございます。最終処分量につきましては、一般廃棄物と同様に減少傾向にございます。

課題といたしましては、やはり一般廃棄物につきましては、市町村の努力、それから県民の皆様の御協力によりまして、減少傾向にございましたが、ここ数年来、横ばいの傾向にあるという中で、より一層の削減の取組が必要であろうということ、また、産業廃棄物につきましては、諮問の時に西澤委員さんからも御指摘いただいたのですが、景気の動向にも左右される中で、なかなか県として行政として取組を進めていくというのは

難しい部分もございますが、やはり増加傾向になっているところが課題でございます。

3期計画の目標の達成状況につきましては、諮問の時にも御説明申し上げたのですが、27年度の目標については、いくつかの項目で達成が困難であるというような状況になってございます。

一方で、3期計画におきまして、県が進めるとしていた取組につきましては、マイバック持参率等数値が向上した取組が56%、リターナブルびん利用率など数値が低下してしまったものが15%、前回の数値がなく比較が困難なものが29%となっております。計画で取り組むとしたものについては、概ね6割近くの数値が向上しているという取組状況となっております。

こういった現状を踏まえまして、4期計画におきましては、右側の上にございますように「もったいないを大切にしておみ減量日本一に！～美しい信州を次世代へ～」これを基本目標として、リデュース、それからリユースの2Rを意識した取組みによりまして、県民みんなで廃棄物の削減を進めていくことといたしました。

専門委員会におきましては、今まで浸透してきた3Rをどうして2Rにするのかなどの議論もなされましたが、3Rを全面的に2Rにするのではなくて、今までよりはリデュース、リユースに力を入れてみましょう、という考え方で整理をさせていただいたところでございます。なお、2Rを意識した取組という方向性につきましては、循環型社会形成推進基本法におきまして、「リサイクルであっても少なからず環境への負荷を生じさせるのだと、そういったことから、環境負荷低減のためにはごみを発生させないことが最も効果的である」という考え方に沿うものとなっております。

「数値目標」でございますが、一般廃棄物につきましては、これまでの排出状況と今後の人口減少、こういったものを考慮する中で、32年度の排出量を推計し、この4期計画における取組によりまして、削減量4万6千トンを見込みまして、これを差し引くことにより58万8千トンとしてございます。一人一日当たりでは、795gでありまして、ミニトマト3個分の削減ということになってまいります。最終処分量につきましては、計画の取組推進による削減量を考慮して5万1千トンとしてございます。

産業廃棄物につきましては、建設業、製造業などの業種別に過去10年間の経済指標の推移などによりまして、32年度の排出量を推計いたしまして、同じように4期計画における取組によ

る削減量9千トンを差し引くことによりまして、435万8千トンとしてございます。最終処分量は計画の取組推進による削減量の影響が少ないということから、32年度の推計値のまま7万8千トンとしているところでございます。

数値目標につきましては、3期計画におきましてはリサイクル率も数値目標として掲げていたところでございます。専門委員会におきまして、リデュースとリユースという2Rを意識した4期計画の目標としては難しいのではないかと、やはり重視すべきなのは総量として減ったのか増えたのかという点で、更にリサイクル率も見てみましょうというのが正しいのではないかと、などの御意見をいただく中で、現状におきましては、リサイクル率は目標とはしてございません。

下段の「取組」につきましては、一人1日当たりの一般廃棄物排出量が全国で少ない方から2番目でありまして、ミニトマト1個分の削減で日本一になれる、このことをPRをして、県民の皆様への取組への動機づけとして、県民総参加でごみの減量化に取り組む「チャレンジ800ごみ減量推進事業」を進めてまいりたいと考えてございます。個々の取組といたしましては、県の地方事務所と市町村が地域の実情に応じたごみ減量への取組を協議しながら、実行をしております「チャレンジ800実行チームによる取組」の他、従前から取り組んでおります「レジ袋削減県民スクラム運動」ですとか「食べ残しを減らそう県民運動」も含めて取組をすることとして、加えて、子どもたちにごみの減量への取組を学んでもらうように取り組んでまいりたいと考えてございます。

「排出抑制・再使用等の推進」以降につきましては、県の個々の施策を記載している部分でございます。

リデュースに関しましては、事業系一般廃棄物の減量化ですとか、食べ残し・食品ロスの削減、事業者の自主的な資源生産性向上等によりまして排出抑制の推進、リユースにつきましては、繰り返し利用ができますリターナブル容器等の利用促進等、リサイクルに関しましては、容器包装、食品、建設など、特定の分野ごとの各種リサイクル法による取組の推進などについて、それぞれ取り組んでいくこととしてございます。

このほか、環境教育等の推進といたしまして、幅広い年代の県民の皆様への啓発に取り組むこととしてございます。

次に、4期計画で工夫した点などについて、資料4-3の計画素案により若干説明をさせていただきます。

まず、県民総参加による取組を進めるために、県民の皆様に分かりやすく、それから取り組みやすい計画となるように配慮をしたところでございます。専門委員会におきましても、この

計画を読んでほしいターゲットは誰なのかというような議論がございましたが、県民総参加の計画である以上、できるだけ多くの県民の皆様に計画そのものをご覧いただけるよう、全体として平易で分かりやすい文章に努め、イラストを活用するなど親しみやすいものとなるよう努力をしているところでございます。

3-4ページをご覧いただきたいと思います。

一人1日当たりの排出削減量をミニトマトですとかコピー用紙で分かりやすくお示しをするとともに、3-5ページでは、削減目標を達成するために県民の皆さん全員に家庭や職場で取り組んでいただきたいことを具体的にお示しをしております。

このほか、3-7、3-8ページにも「各主体の取組」といたしまして、それぞれの立場から取り組んでいただきたい具体的な取組を記述しておりますし、4-1-2ページなど随所に更なる取組の参考にさせていただくために、トピックスとして全部で25件の県民や事業者の皆様が取組事例を紹介しているところでございます。

更に、県の施策を記述しております第4章、第5章におきましても、各節の末尾に「県民の皆様に」として日常生活の中で取り組んでいただきたい事項を記載をしておるところでございます。

次に4-1-3ページ以降でございますが、当審議会への諮問の時にいただきました「市町村ごとのデータを基に、指標や表現方法について検討してほしい」という御意見を受けまして、県内の市町村につきまして、産業分類も参考にしながら、市部地域、農村地域、製造工業地域、観光地域といった4つの分類で廃棄物の排出状況の特徴を分析をして、排出量の少ない市町村における取組を4-1-6ページのところで紹介しておるところでございます。

本日のこの審議会におけます委員の皆様方の御意見をはじめとしまして、パブリックコメントですとか市町村からの御意見等踏まえまして、今後、専門委員会でも更に御議論をいただきながら、最終案に向けて検討をしてみたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

平林議長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして何か御質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

野口委員

一般廃棄物に関しましては、各市町村などでも熱心な取組をなさっています。そこで、県が特に力を入れるべきであるのは、産業廃棄物の部分ではないかという気がしております。その中で、二つ気になっていることがあります、一つは食品ロスの問題です。それに関しましては提案や事例などが載っています。

もう一つは、長野県内はそれほど畜産が盛んなところではないので、ふん尿の問題は、発生してないのかもしれないのですが、エネルギーとごみを結び付けていくこと。これからの発電の資源として、食品ロスになっているようなものや家畜のふん尿などを、貴重な電力を生み出す資源と考えることが必要のように思います。たとえば、北海道の鹿追町などでふん尿を利用したバイオガス発電の試みが始まっております。そのようなエネルギーと廃棄物を結び付けていくということ。今回の計画より、もう少し先のこと、将来の話になるかもしれませんが、バイオガス発電に関する調査・研究や環境作りについて、こちらの計画に載せていくことなども考えていらっしゃるのかというところを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

平林議長

では、お願いいたします。

宮村資源循環推進課長

食品ロスの関係につきましては、先程来申し上げたように、ある程度「食べ残しを減らそう県民運動」という取組等のなかでやっていくこととしてございます。

それから畜産関係のふん尿とエネルギー関係ということでございますが、畜産のふん尿に関しては、今の時点で、各地域で不法投棄まがいの事案があるということに関しては承知をしております。そういったものをエネルギー源として活用していけるのかどうかということについては、今のところこの計画の中では記述をしてございません。それについては、また、専門委員会の先生方の御意見をいただく中で、検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

平林議長

続けて、どうぞ。

野口委員

すみません。計画案の6-5、最後の段落に「廃棄物バイオマスの利活用」というように書いているのですが、「バイオガス発電」を取り入れることによって、さまざまな廃棄物について、は電力を生み出す資源として活用できるという研究が進んでおります。それはぜひ環境先進県である長野県として取り入れていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

す。

平林議長

そういう御意見です。他はいかがですか。

福江委員

二点あるのですけれども、その前にまず、廃棄された農作物ですとか果樹に関してはどういう扱いなのか。産廃になるのか、それとも個人のごみになるのかどちらなのかちょっとお聞きしたいなと思います。

宮村資源循環推進課長

農家の皆さんが廃棄をするような野菜ですとか果樹といったものは、一般廃棄物の扱いということになります。

福江委員

懸念事項としまして、ごみがどんどん減っていくというのは非常にいいことだと思うのですけれども、廃棄された農作物がそのまま畑に放置されているという状況はあまり良くないと思います。と言いますのも、そこに廃棄されたものがあるのは、野生動物を餌付させる原因となってしまうということです。その部分をもう少し御検討いただきたいなと思います。それと、4-1-6ページに「生ごみの農地還元等」とありますが、長野県はやはり野生動物が非常に多い県でもございますので、農地に生ごみを放置することになると、結構畑の脇にみかんですとか、生ごみからですとか、そういった物が放置されていることが結構あるのですね。それが野生動物を引き寄せてしまって、更なる農作物被害を拡大させてしまうということにもつながっていきますので、そのあたりをもう少し農政部ですとか林務部の方とも御検討をいただきたいなと思います。

もう一点ですが、県民の一員として、分別のことなのですが、後ろの方に書かれてはありましたが、私が住んでいる市町村では、結構分別が厳しいのですね。こんなに分別しても、それが本当に分別したとおりに処理されているかどうかということに疑問に思うことがあります。ですので、出したごみの処理の流れの明確化をしていただければ、その「分別している意味」というものをより県民として感じることもできると思いますので、そういった出したごみの処理の流れというのが明確化されていけばいいなと思います。

平林議長

いいですか。はい、そういう御意見ですけれども、何かコメントがあれば。

宮村資源循環推進課長

農地への放置というお話いただいたと思うのですが、基本的には農地に還元する場合、鋤き込んでいただくというのが原則だろうというように私もでは考えております。農地に放置をしてそのまま置いておくということに関しては、そういう認識はあまり持っておらなかったのですが、お話をいただきましたので、農政部と話をさせていただきたいと思います。

それから分別の意味といいますか分別が流れていく先でどうなっているのか、どういう処理になっているのかを明らかにすることで、県民の皆様方の分別に対する意識が上がっていくのではないかと御提案だろうと思います。一般廃棄物の関係になろうかと思うのですが、それぞれ市町村でその後の処理等を考慮した上で、分別品目、どういうふうに分れるかというのは、各市町村でやっておりますので、長野県で一本でこういう分別といっても各市町村によって若干分別の仕方が異なりますので、うまい表現にできるかどうか、検討をさせていただきたいと思います。

平林議長

よろしいですか。

中村委員

一般廃棄物のことで伺いたいのですが、食品残渣に関して堆肥化というのも結構進めているところもあると思うのですが、基本的に塩分が高い部分があって、堆肥化すると濃度が3倍位になります。絶対量が減るためです。ですので、私も堆肥化よりも飼料化して、例えば牛とかそういう動物に与えるようなかたちで、確か県の方でも検討していたのではないかと御座います。その現状はどうなっているのかということと、あとそれを燃やすとしたら、エネルギーがまた必要ですので、今リサイクルが進む中で、燃えるものが減っているということで、重油とかそういうもので燃やしているということもあると思うので、そこはどうなっているのか。

また、先程の意見でもありましたが、農産物の落ちたものに関して、私は堆肥化もしているのですが、台風でリンゴが落ちてしまってその処分が困っているという話がありまして、うちで使っている堆肥化用地が少ないので、処分が出来なかったのですが、これから農産物の処理方法というものは、考えないと大変なことになると。災害が多い昨今ですので、その基本になるものを作っておかないと、問題が大きくなると思いますし、鋤き込んだ時には、動物が掘り返すということもあります。そこも含めて、堆肥化するのであればきちんとした方針をどこかで作っておくことが、これからの農業に関しては必要だと思いますし、それが化学肥料を減らすことにもつながります。堆

肥化というものをきちんと進めていかないと、特に長野県は農業が強いのですが、そこで行き詰まっていると思いますので、一緒に考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

平林議長

はい、御質問二つと御意見一つですけれども、最初の御質問二つについてコメントをお願いします。

宮村資源循環推進課長

すみません。担当の係長からお話をいたします。

横山資源循環推進課課長補佐兼廃棄物政策係長

私の方からお答えいたします。生ごみの処理・処分につきましては、市町村からみますと、大きな課題の一つになっているところがございます。それにつきましては、食品ロスも含めてですが、国全体で今、食品ロスを減らしていこうという取組の中で、まずは、おっしゃるとおり飼料にしていくことが優先順位でいいますと、まず第1位です。その次が肥料化で、飼料・肥料ができない場合には燃やしていくという順番で捉えられているところがございます。

燃やす場合にもエネルギーがかかるのではないかというお話でございますが、市町村におきましても、焼却施設で燃やした時に出る熱をなるべく回収していこうということで、熱回収も含めて、ごみを循環的に活用していくという取組も実施されているところがございますし、これから新たに施設がどんどん更新されてくるものもでございます。そのような場合には、県も市町村と一緒にあって、一体どういった方法が最適なのか、飼料・肥料にしていくのか、燃やしたごみの熱回収をどうしていくのかを含めて、一緒になって考えていきたいと考えてございます。

平林議長

よろしいですか。他いかがでしょうか。

小川委員

質問ですが、この資料の中にトピックスが25個あって、見せていただいているいろいろな参考になることがあると思いますが、これは実際に現在どのように進められているのでしょうか。あるいは、まだ確定はしていないのでしょうか。

平林議長

この内容について、「今、実際に使われているかどうか」ということでしょうか。

小川委員 トピックスの事例集をまとめて、窓口の自治体などに渡して、参考にすることも可能かと思いますが、そのような活用をしているかどうかということです。

平林議長 今回トピックスとしてこの中には盛り込まれているのですが、これはこれとして、今まで何か利用されているかどうかということですね。

宮村資源循環推進課長 これにつきましては、今回計画を策定するにあたりまして、各地方事務所を通じて各市町村の取組、それから各地域の企業の取組を集めさせていただいたものでございます。そういう意味で、こういった形の事例集をまとめて市町村に情報提供を行うというようなことは、今のところしてはおりません。計画が成案になった際には、計画本体は各市町村にお配りをいたしますので、そこでご覧いただきたいと思います。それから、もう一つ先ほど申し上げましたが、「チャレンジ800実行チーム」というのは、各地方事務所にも県と市町村の担当者として集まって協議をする場として、各地方事務所にも設置されたものですので、こういった取組につきましては、そういった協議の場を通じまして、各市町村等へ情報提供として、周知をしてまいりたいと考えています。

小川委員 資料の4-4-1ページに環境教育等の推進というのがあります。環境省や廃棄物関係部局では、マナーや心がけといったものが強調されがちですが、廃棄物がどうして生じるかという原因ですとか、廃棄物の処理の流れですとか、そういったことがトータルで理解できた方がより浸透していくのではないかと思います。スローガンで終わってしまわないようにするためには、そういったことを理解した上で、一人ひとりのライフスタイルに反映されていくことが望ましいと思います。ですので、例えば4-4-2ページの一番上にある親子体験教室のような、全体の流れを理解して実感していく、こういった取組が有効なのではないかと思いますので、検討していただきたいと思います。

平林議長 そういう、ビューポイントで聞いていただければ、というご意見です。

宮村資源循環推進課長 「施策の展開」の部分に、市町村、関係機関と連携し進めていきますという、ちょっと雑ばくな書き方になっておりますが、今おっしゃっていただいた体験教室等を実施している長野

県資源循環保全協会とも十分協議する中で、積極的に参加をいただくとか、推進をしていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

平林議長

他いかがでしょうか。

柳平委員

私は、市町村の代表という立場になってくると思うのですが、そんなことを踏まえまして、御質問したいと思います。

まず一点が、これからのごみ減量を考える時、一般家庭はかなり頑張っている、わが市においても思っています。やはり、事業系のごみをどのように少なくしていくか、ということが一つのキーポイントだと思います。その中でも、食べ残し等の生ごみを少なくしようという取り組みではありますけれども、観光立県長野ということもあり、旅館、ホテル等で出てくる生ごみをどのように減らしていくか、ということがわが市にとっても大きな課題だと思っています。

そんな中で、諏訪市が食べ残しを少なくしようという取組をされたかと思えます。その取組による食べ残しの減少と、そこから見えてきた、何をすればいいのかということについて、情報をお持ちでしたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、先程お話がありました、計画の中に書かれているから、ということだけではなく、トピックスを事例集にまとめるというのが、非常にいいと思います。よそのことを市町村は、あまり知らない。自分のところは一生懸命やっていて、そのことで精いっぱいである、あるいは、わが市でやっていることが一番で、よそのところはあまり参考にしたくない、という職員の思いもあるのかもしれませんが、ですから、ぜひ、事例集を大いに活用し、いいものは真似していくよう、県が音頭をとってやっていったらよいと思います。これは意見ということで、前段の事業系の飲食店等での取組について、何かございましたら、お教えてください。

宮村資源循環推進課長

市長さんがおっしゃったのは、諏訪市でモデル的に一番最初に始めた、食べ残しを減らそう協力店という店の登録のことだろうと理解をしております。現在、私どもとしても食べ残しを減らそう協力店を増やそうとしてはおるのですが、食べ残しを減らそう協力店に登録いただいているのは、現在で346店舗ということで、飲食店全体からすれば、ほんの2%ぐらいでございます。いろいろ話をしているのですが、県民の皆さんにアンケートをすると、高齢者になればなるほど、一般の食堂に行っても食べきれないほど食事が出てくる、というような回答とな

っています。なるべく食べ残さないようにしているのですが、食べ残してしまう、というような御意見が県民のアンケートの中にありました。そういった意味で、お店の方から利用者の方に呼び掛けをしていただいて、小盛のメニューもできます、あるいは、食べ残さないようにこういった対応ができます、ということを知っていただくということは非常に大切なことですので、この協力店を増やしていかなければいけないと思っています。それから、協力店に登録した場合の実績ということですが、平成24年度に登録した店10店舗にアンケート調査をしておりまして、登録の前と後とで食べ残しの量がだいたい2割から3割ぐらい減少した、というようなアンケート結果が出てございます。県民の皆さんがなるべく食べ残しをしないようにしようというふうに努力をしていることも、一方で飲食店の方の対応もなかなかそこまで追い付いていないというような部分、それをやることで、2割から3割ぐらい食べ残しが減りましたというような、アンケート結果が出ている中で、私どもとしてもこれからも引き続き協力店の増加について、ぜひ取組をしてみたいと考えております。ぜひ市町村の皆様方にも御協力をいただければ嬉しいと考えてございます。

柳平委員

なかなか、難しいところですよ。お店の方がやろうと思っても、お客さんの方が一定程度の料理を出してほしい、という思いもあるでしょうし、また、逆にお客さんの方がこれくらいでいいと思っても、お店の方としてはこれ位は出したい、という営業的な考えもあるでしょうから、双方向から攻めなければいけないということで、これは市としてもしっかり取り組んでいかないといけないと思っています。そこはめげずにしつつ県民にも、そして店にも働きかけが必要だろうと思っています。地域でも頑張りますので、ぜひ県においても、こうすれば2割3割減るよ、店の利益率もよくなるよ、といったやる気を起こさせるようなPR、啓発活動をしていただけるよう期待したいと思います。

平林議長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

福江委員

先程から出ております事例集に関する事柄のことなのですが、県の廃棄物処理計画ということで捉えています。これを県民が読むということはなかなか難しいと思います。ですので、事業者は該当しないかもしれませんが、県民に対しては行動計画というような形で事例集ですとか、例えば3-6ページのようなチェック表などを付けた、これよりも薄めの冊子などを

啓発活動用に作ってはいかがかと思います。

平林議長

というご意見です。幹事、いかがでしょうか。

宮村資源循環推進課長

計画本体も県民の皆さんに読んでいただきたいという思いはあるのですが、なかなかそこまで行きつかないという現実には、私どもでも認識をしているところでございます。その中で、県民向けの概要版についての予算措置もしてございますので、県民の皆さんにもっと広く読んでいただけるようなものを作成してまいりたいと考えており、それにあたって、どのような内容にするのかを専門委員会の方でも御議論をいただいているところですので、先生方の御知恵をいただきながら、概要版も作成していきたいと思っております。

平林議長

はい、高木さん。

高木廃棄物専門委員会委員長

今、伺っていて、私もこのトピックスに関しては、ここに載っているからいいというのは、ちょっともったいないなということを前から感じておりました。といっても、実際問題としては、このトピックスだけを入れた事例集を冊子体で出すということは、予算的なこともあって厳しいのだろうなと思って、何となく黙っていたのですが、ウェブで出すとか、あるいは一気に出すのではなく、例えば、県の新聞等の広告の隅に、ごみに関するトピックスを毎回1つずつ載せてもらうとか、いろいろなやり方ありそうな気がしますので、私たちの中で検討させていただきたいと思っております。まさにトピックスの事例集が「もったいない」ので、考えさせていただきます。

平林議長

はい、他は、何かございませんでしょうか。

私から、一つここで述べさせていただきます。市町村ごと、分野ごとにごみの排出状況の現状をまとめていただいく、ということをお願いし、4-1-1ページからそれぞれの地域的な特徴であるとか、市部や農村部に分けて解析をしていただいております。今回初めて表記していただいておりますが、とてもよかったと思っておりますが、数値目標をやはりこれに対応するようなかたちで作った方がいいのではないかと思います。今、全体としての数値目標が出ているだけで、非常にぼやけた感じになってしまっていると思っております。例えば市部、あるいは農村、それから製造工業地域といったような地域ごとに現状が分かっているわけですから、それぞれ目標値が出てくると、どこが目標を達成したのか、きちんと目標を達成するためには何処が問題であるのか、

というようなことがより明確になってくると思います。もし、可能であればもう少し目標値を細かく設定していただけると、より頑張っているところがはっきりしてくると思いますので、専門委員会で御検討いただきたいと思います。

それから、一般廃棄物については、市町村ごとにということでまとめていただいたのですが、これも以前お聞きしたところでは、事業所、人口が多いところでは、当然人がたくさん住んでいるので、そこから出てくるものも当然、多いわけで、大きな都市が一番多く廃棄物を出して、小さな農村等では少なく見えてしまう、見かけの統計になっています。したがって、これはやはり人口あたりであるとか、事業所あたりであるとか、同じ単位あたりで平等に示さないといけないのではないかと思います。頑張っている市町村がちゃんと表に出てくるような形の統計処理をしていただけると良いのではないかと思います。ある一定の同じような、比較できる対象で出していただくと、大きな市でも頑張っているところもあるし、小さなところでは頑張っていないところが表に出てくると思います。このような視点でぜひ専門委員会の中で検討していただければと思います。

何かコメントがあればお願いします。

高木 廃棄物
専門委員会
委員長

私は、第3期の時から関わらせていただいている、第3期の時にも市町村ごとの名前が出ているものを資料として提出したことがあります。かなり差があって、それぞれそれなりの理由があって、その理由を市部地域や観光地域などに分けたものが今回のものになっています。良い例についてはいいのですが、悪い例の市町村の名前が出てしまってもいいのかどうか分かりませんが、自分の市がどんなところに位置しているのか、というようなことは、もう少し分かった方がいいのはそのとおりです。多分、事務的にはデータを持ってらっしゃるので、出し方は少し検討していただいて、競わせるというのは変ですが、もう少し見ていただけるようなものを検討させていただきます。

平林議長

具体的に悪いところを指摘しなさいというわけではなく、良いところを積極的に宣伝していただければいいと思いますけれども、御自分の取り組まれている市町村が県の中でどういう位置にあるということを知っておくことはとても重要なことだと思いますので、それは県民に対してオープンにすることではなくて、そういったことを担当の方たちが知っていて、より良くしていくという動機付けになればいいと考えております。うまく活用していただければと思っております。

他に何か、コメント等あれば出してください。

よろしいでしょうか。

それでは、他に意見がないようですので、ただ今委員の皆様から出されました御意見等踏まえて、今後更に専門委員会で御検討いただき、次回以降の本審議会で答申案を審議していただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、そういうかたちにさせていただきたいと思います。

平林議長

あと二つ、報告事項が残っていますのでお願いします。まず、報告事項アですが、「長野県環境影響評価条例の改正について」（報告）でございます。

長野県環境影響評価条例の改正については、前回審議会で報告いただいた後、9月の県議会で改正条例が可決、公布されたとのことであります。その概要について、ここで御説明をしていただきたいと思います。

それでは、幹事の方から説明をよろしくお願いします。

林環境政策
課長

環境政策課長の林でございます。よろしくお申し上げます。それでは、長野県環境影響評価条例の改正につきまして、資料5で説明申し上げます。

今、お話いただきましたとおり、先の9月県議会で提案いたしましたして、審議をいただき、議決をいただきました。それを受けまして10月13日に公布をしてございます。それでは、改正の中身について説明いたします。

まず、今回の改正ですが、大きく三つの観点から改正をいたしました。1番の改正の理由のところに記載していますが、一点目は国の環境影響評価法の改正を参考に改正をいたしました。それから、これまでの制度を運用して行く中で課題と感じていたものに対応をしたことが二点目でございます。三点目といたしまして、従来想定していない種類の事業が条例制定後に出てきておりまして、そうした大規模開発への対応を図るために改正を行いました。

まず、2(1)の法改正に伴う手続の導入です。この中で一番大きいものとして、ページの下の方に記載しているフローチャートを御覧ください。改正前の手続といたしましては、方法書手続から始まって、準備書手続、評価書手続が一連の流れでございました。この方法書手続の前に、今回、配慮書の手続ということで、事業の位置や規模等が具体的にまだ決まっていない計画段階でこの手続を導入することによりまして、より環境への負荷がかからない事業にさせていただきたいという主旨で導入いたしました。この手続ですが、条例の第1種事業、これは規模が大きく環

境に負荷がかかるおそれがある事業で必ずアセス手続を行うことになっている事業でございますが、これについては配慮書手続を義務付けさせていただきました。条例の第2種事業、これは第1種事業に準じた規模、あるいは特定のより配慮すべき地域で行われる事業で、最終的にはアセス手続をするかどうかを知事が判断することとなっている事業ですが、これについては、配慮書手続を国や地方公共団体、独立行政法人等には義務付けます。それ以外の民間等で行う事業につきましては、努力義務という扱いで導入をいたしました。それから、法律の第2種事業については、条例との整合を取る意味で、条例の第1種事業、第2種事業と同じ扱いにしたところでございます。

それから、この配慮書に係る手続ですが、住民・市町村等から意見聴取の重要性に鑑みまして、二つの手続を義務付けました。住民・関係市町村の意見聴取と、長野県環境影響評価技術委員会からの意見聴取及び知事意見の提出でございます。

その他の法改正に伴う手続の導入といたしまして、困みの中の三点の導入を図りました。方法書要約書の作成及び説明会の開催の義務化、環境影響評価図書の電子縦覧の義務化、事後調査報告書の公表の義務化でございます。

裏面の2ページをお願いいたします。(2)の改正の二点目の観点でございますが、これまでの運用の中で課題と認識した部分につきまして、改正を行い、手続の充実を図ったところでございます。まず、事後調査に係る手続の充実について、事業実施前の手続である評価書の段階での不確実性を補う意味で、事後調査をより重視して、記載の手続を導入いたしました。事後調査計画書の作成、公表、これに対する知事意見の提出と、事後調査報告書の公表、住民・関係市町村・技術委員会の意見聴取の手続でございます。

それから、法対象事業に対する条例手続の適用の拡大ということでございます。条例独自の手続はこれまで法対象事業には基本的には適用されない部分でしたが、可能な限り、県の条例手続の適用を図ったということでございます。

それから、三点目の改正点といたしまして、(3)の条例対象事業の拡大ということでございます。この条例の制定当初は想定をしていなかった種類の事業による大規模開発が行われるようになってまいりました。代表的なものとしては、太陽光発電所、いわゆるメガソーラーですが、これに対応をするために、今回「電気工作物の建設」の規定を整備いたしました。新たにアセスの対象事業に加えました。下の表の区分のところを御覧いただきますが、具体的には水力発電所、風力発電所、地熱発電所、太陽光発電所、さらに送電線路を新たに対象事業に加え

たところでございます。

それからその下に、「工作物の用に供する一団の土地の造成」がでございます。これまでの条例の対象事業は、事業の種類を特定して対象としておりました。今回、太陽光発電が問題になった訳でございますが、他の県では事業の目的を特定せずに、概括的に一定規模以上の土地の改変を対象事業にしておりました。結果的にこれで太陽光発電を条例対象にすることができたということがございました。長野県といたしましては今回の改正で、現時点で具体的にこの事業という対象がある訳ではございませんが、今後のこういった動きに対応する意味で、一定規模以上の土地の改変を概括的な規定として、対象事業としたところでございます。

3の施行についてでございますが、10月13日に公布をいたしまして、それから3ヶ月経過後の平成28年1月13日でございます。ただし、最初に説明申し上げました環境配慮書手続きにつきましては、今後、技術指針等の改正が必要となってまいります。これについては、28年10月1日と公布から概ね1年の期間をおいて施行をいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平林議長

ありがとうございます。概要を説明いただきましたが、何か御質問等がございましたら出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。こういう形で検討して、条例改正を行ったという御説明でした。

それでは、特に御質問等ございませんので、今後は改正条例を適切に運用していただいて、事業者における環境保全への配慮が一層推進されるよう取り組んでいただくことを願います。特に配慮書というのはなかなか難しく、まだあやふやな段階を扱うものなので、よく理解していただいた上で進めていただくことがとても重要だと思っております。事業者の方にもよく説明していただいて、運用していただきたいと思っております。

次に報告事項イの「長野県環境エネルギー戦略の目標改定等について」（報告）でございます。

幹事から説明をお願いいたします。

長田環境エネルギー課長

環境エネルギー課長の長田と申します。それでは資料の6に基づきまして私から説明をさせていただきます。

長野県環境エネルギー戦略の数値目標の一つでございます「自然エネルギー発電設備容量」即ち県内における自然エネルギーを利用した発電設備の発電能力の総計でございますけれども、国の固定価格買取制度ですとか県の自然エネルギー施策

によりまして、導入が順調に進みまして、平成32年度までの達成目標を平成25年度末の実績で既に達成したために、この目標値を上方修正いたしました。

記載はございませんけれども、経過といたしましては、7月17日の環境審議会で改定案を説明させていただき、御意見を確認したうえで、9月16日に開催しました長野県部局長会議で正式に決定をいたしました。7月の審議会でご説明した内容から変更はございませんでしたが、最終決定したことから今回改めてご報告をさせていただきます。

表をご覧くださいと思います。太陽光、小水力、バイオマス、その他ということで、自然エネルギーの種別毎に2010年度を基準年度として、2020年度の短期目標、2030年度の中期目標、そして2050年度の長期目標における、改定後の目標数値をお示ししてございます。カッコ書きが改定前の目標値であります。今回の改定は、太陽光発電設備が急速に拡大している現状を踏まえまして、太陽光発電における設備容量にしばって見直しをいたしました。

表の合計欄をご覧くださいと思いますが、短期目標を改定前の30万kWから150万kWに、中期目標を60万kWから200万kWに、長期目標を90万kWから300万kWに、それぞれ上方修正をいたしました。

次のページをご覧ください。「長野県環境エネルギー戦略及び第三次長野県環境基本計画の達成目標について」でございます。自然エネルギー発電設備容量の目標値の改正に伴い、これに連動いたしますそれぞれの計画の他の目標値も変更となりまして、これらを上方修正いたしました。例えば、表の二つ目でございますけれども、自然エネルギーの導入量、アンダーラインが変更した数値でございますが、電気、熱、自動車燃料のうち電気を上方修正いたしました。

また3ページをご覧くださいと思いますが、下から二つめの表、2の(1)の表のうち、一番下の段でございますけれども、発電設備容量でみる自然エネルギーの自給率が、平成29年度の目標値を70%から100%に変更したところでございます。

4ページをご覧ください。今ほど申し上げました平成29年度の目標値を100%に上方修正いたしました発電設備容量でみる自然エネルギーの自給率の平成26年度末の実績値、直近の実績値でございますけれども、これについて説明したいと思います。表をご覧くださいと思いますが、平成26年度の欄、自然エネルギーの発電設備容量は、67.9万kWとなりまして、これにより、「エネルギー自給率」の平成26年度実績値は78.9%となりました。これは、さきほど申し上げましたように、国の固定価格買取制度ですとか長野県の自然エネルギー施策によりまして、導入が堅調に推移したことが要因と考えているところでございます。

報告は以上でございますが、この自給率向上の傾向が今後も維持できますように、自然エネルギーの普及拡大、それから省エネの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

一生懸命やられて目標を達成したということで、目標を上げるということで、今までもご報告いただきましたけれども、最終的にこういう形で決まったという報告でした。よろしいでしょうか。

特に質問等ございませんので、今後も「環境エネルギー戦略」についての的確に進めていただきますようお願いいたします。

他に、ご質問等がなければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さんから何かありますでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

平林議長

以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。

司 会

平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。

以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の審議会は1月を予定しております。日程等につきましては改めて調整させていただきます。

それでは、お気をつけてお帰りください。